

名古屋市公報	令和 6年 5月29日 第254号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第243号)	3
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第244号)	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第245号)	5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第246号)	6
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第247号)	7
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第248号)	9
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第249号)	10
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第250号)	11
○ 市民緑地の廃止について	(緑土・緑地維持課) (第251号)	21
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課) (第252号)	22
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第253号)	23
○ 名古屋市港福祉会館の臨時開館について	(健福・高齢福祉課) (第254号)	24
○ 名古屋市重症心身障害児者施設の指定管理者の公募について	(健福・障害者支援課) (第255号)	25
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課) (第256号)	28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第257号)	33

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第258号)	36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第259号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第260号)	40
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第261号)	41
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第262号)	43
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第263号)	44
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第264号)	45
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第265号)	46
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第266号)	49
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第267号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第268号)	51
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第269号)	58
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画課)	(第270号)	61
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課)	(第271号)	65

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会臨時会の開催について	(教育・総務課)	(第15号)	70
-------------------	----------	--------	----

人 事 委 員 会 規 則

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		(第15号)	71
----------------------------	--	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		72
---------------------------------	------------	--	----

雑 報

○ 特別職人事異動	(監査・監査管理課)		74
-----------	------------	--	----

名古屋市告示第 243号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第 482号により指定した要措置区域の一部を解除します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区園山町 3丁目 2番 1の一部及び仁座町 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 244号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第 483号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区萩岡町62番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 245号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第 251号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区東山元町 6丁目 1番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 246号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区駒場町 6丁目 8番 4の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 247号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

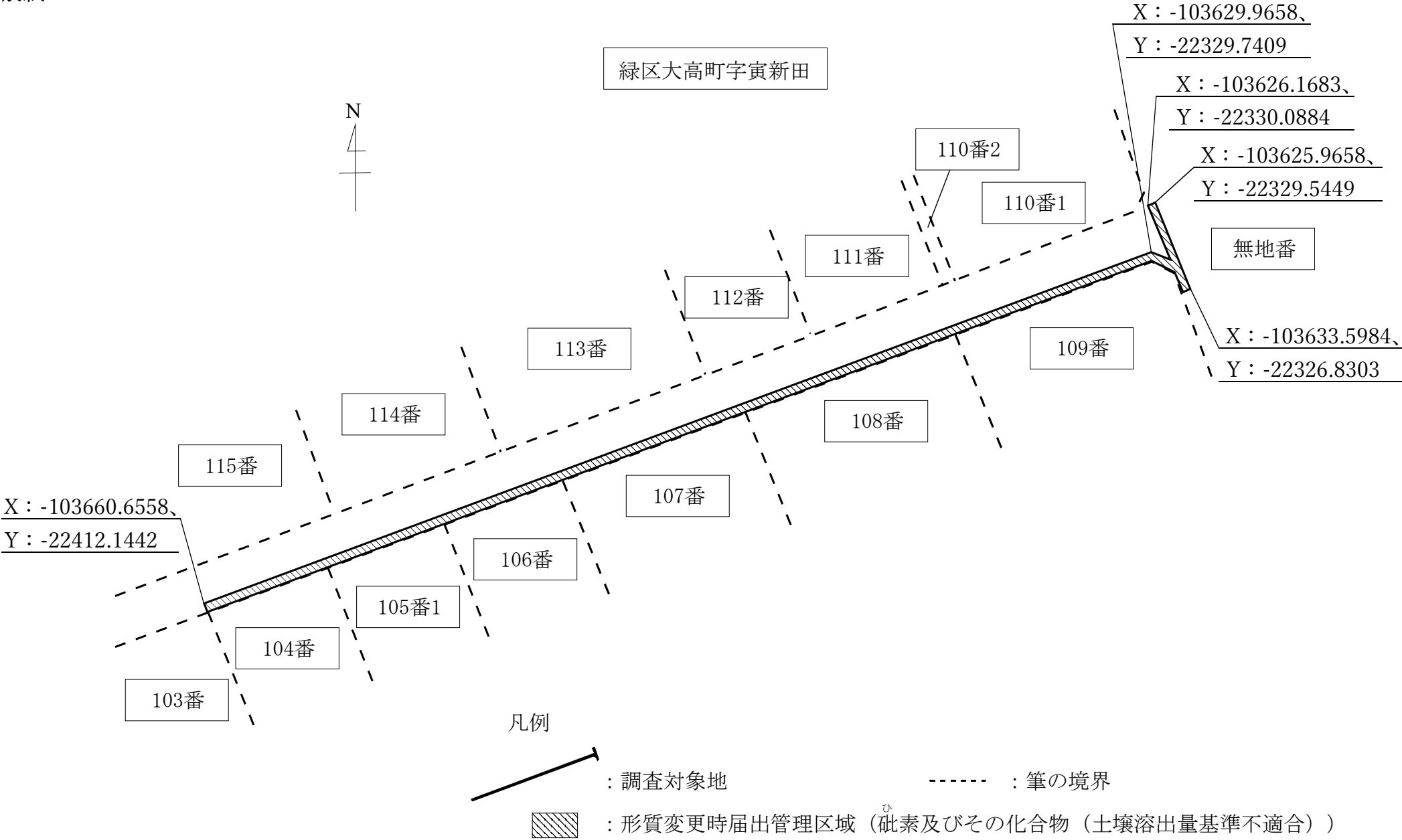
1 指定する区域

名古屋市緑区大高町字寅新田 110番 1地先（詳細は別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第248号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市緑区水広三丁目 401番の一部及び 402番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 249号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 543号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区鳴海町字杜若42番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが
確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 250号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区藤前二丁目37番地先、 101番の一部、 102番の一部、 103番の一部、 104番の一部、 104番地先、 105番の一部、 106番の一部、 107番の一部、 107番地先、 108番の一部及び 109番の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

四塩化炭素

一・二—ジクロロエタン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

ジクロロメタン

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

シアン化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

ひ
砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

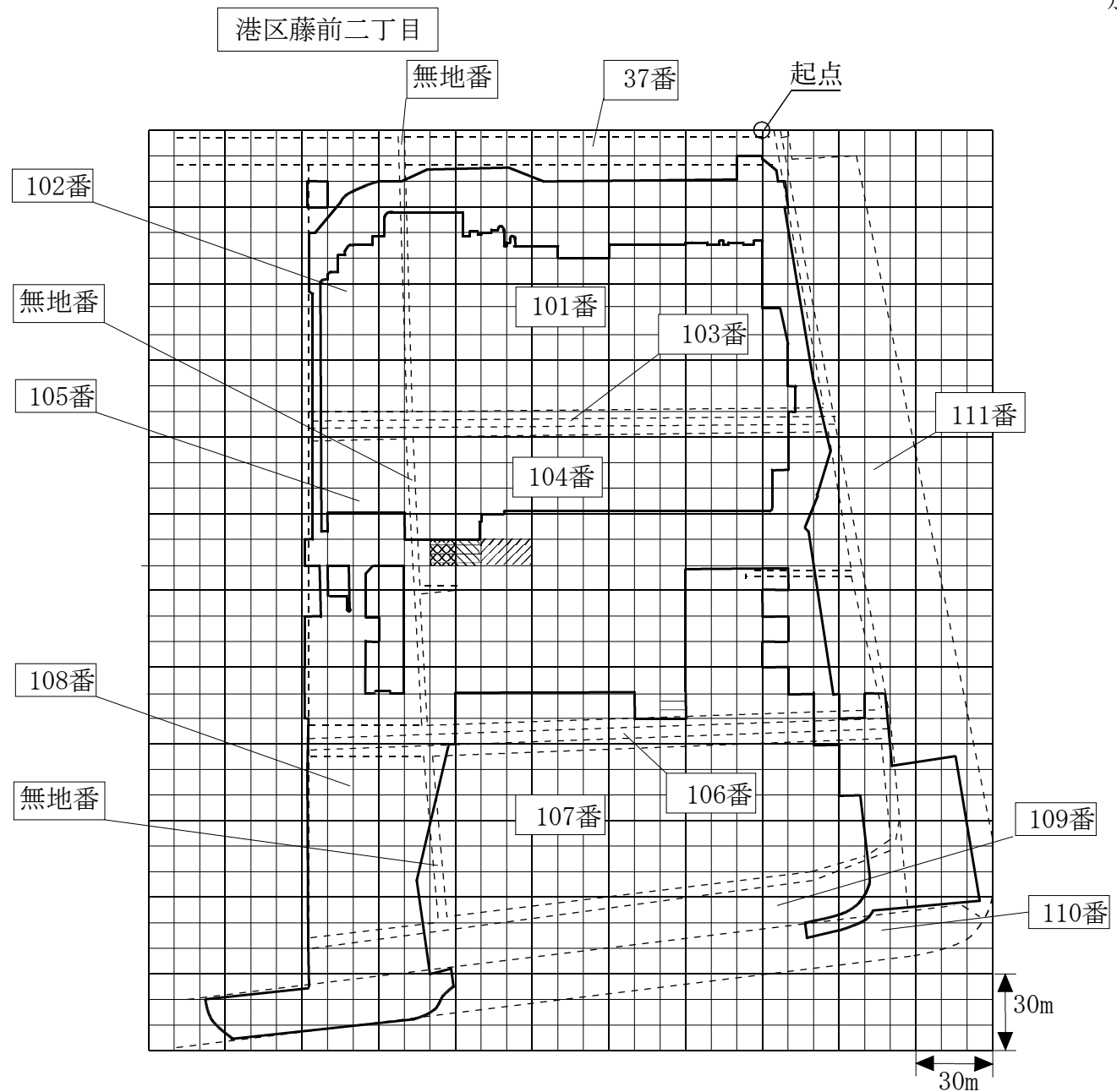
ほう素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界



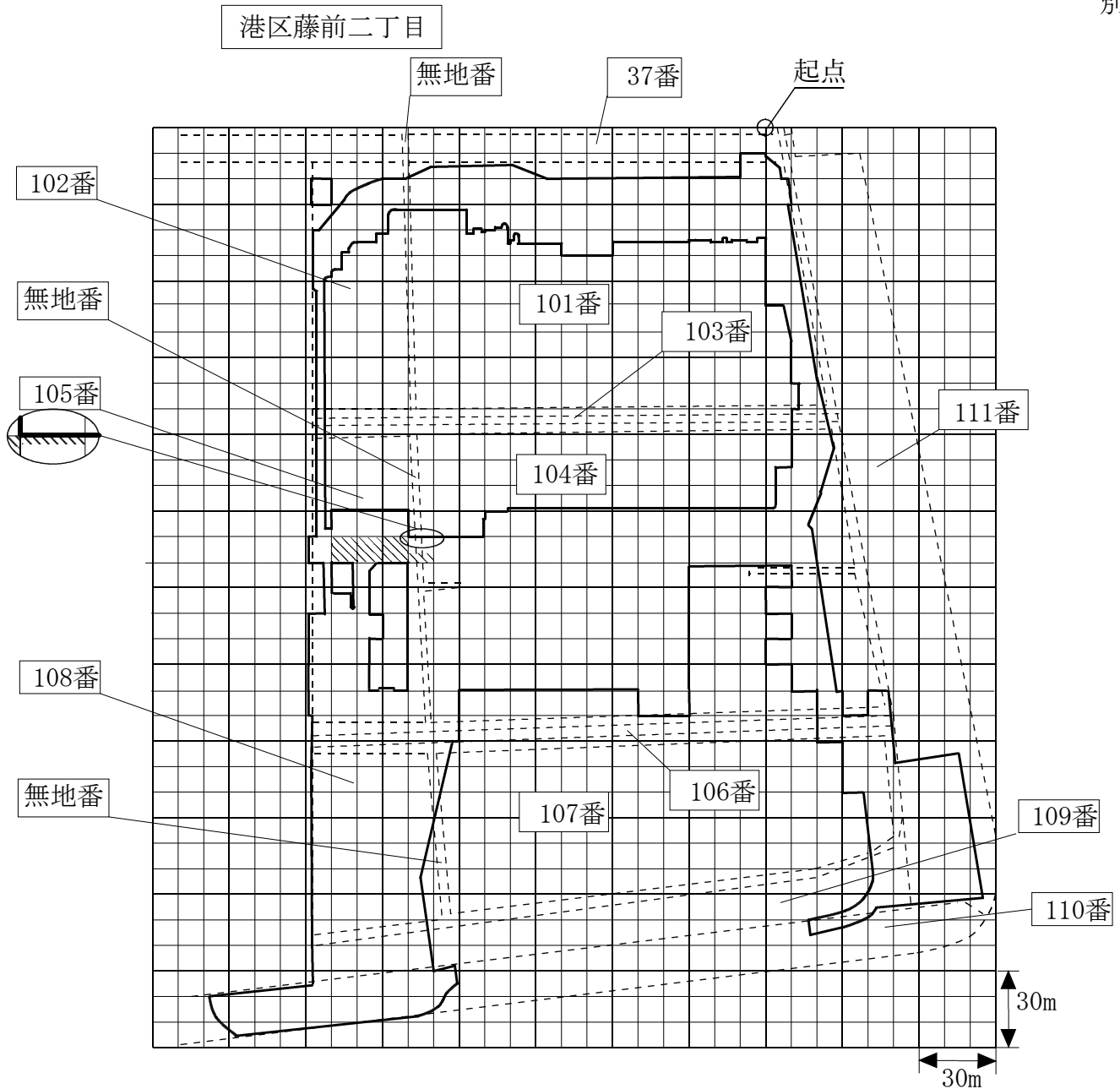
：形質変更時要届出区域（一・二-ジクロロエタン、一・一-ジクロロエチレン、一・二-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（四塩化炭素及びジクロロメタン（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（クロロエチレン（土壤溶出量基準不適合））



凡例



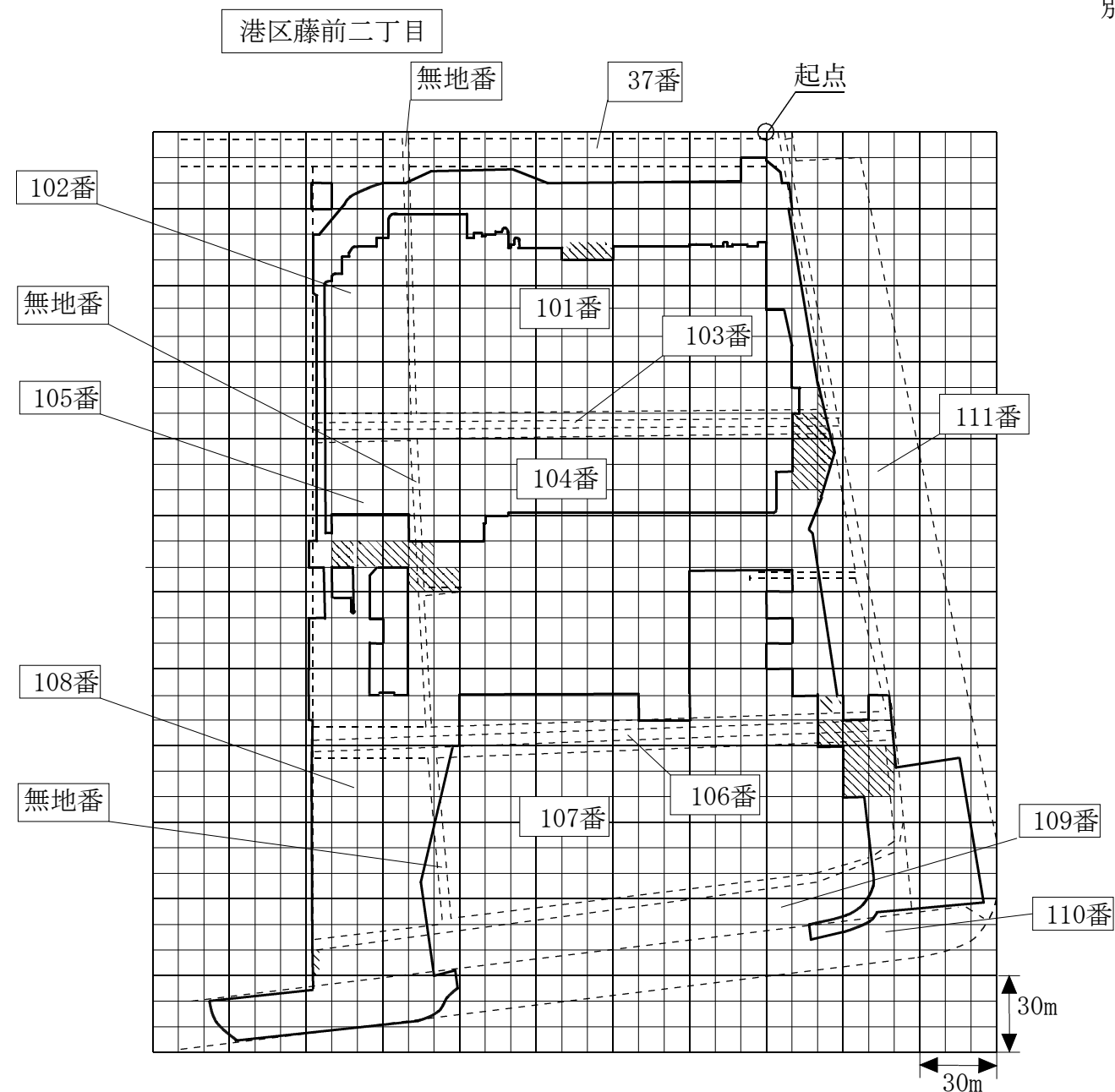
：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物（土壤含有量基準不適合）並びにセレン及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



凡例



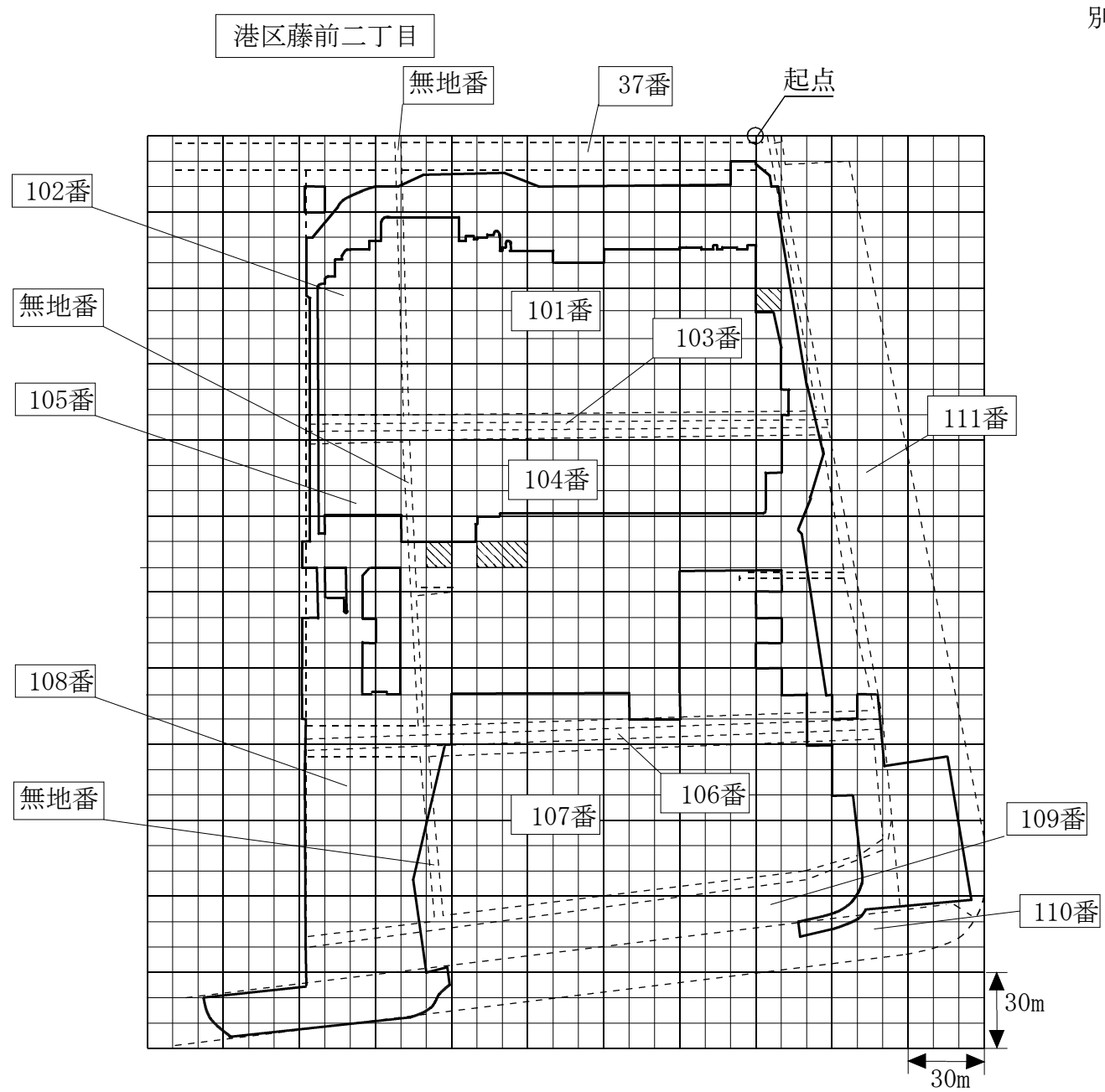
：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界

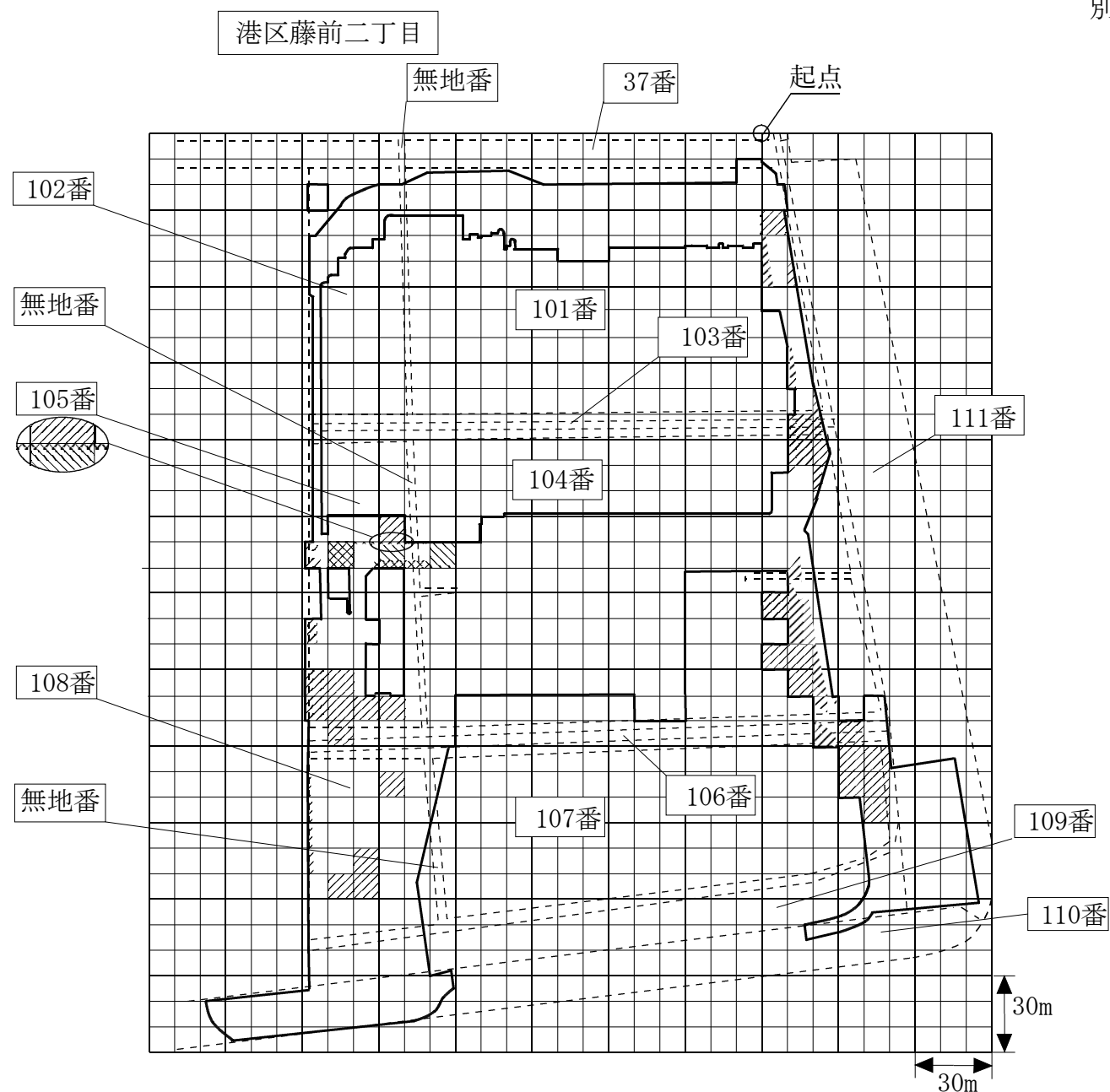


：形質変更時要届出区域（六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合））



凡例

-  : 調査対象地 起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)
- : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (シアン化合物 (土壌溶出量基準不適合))



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

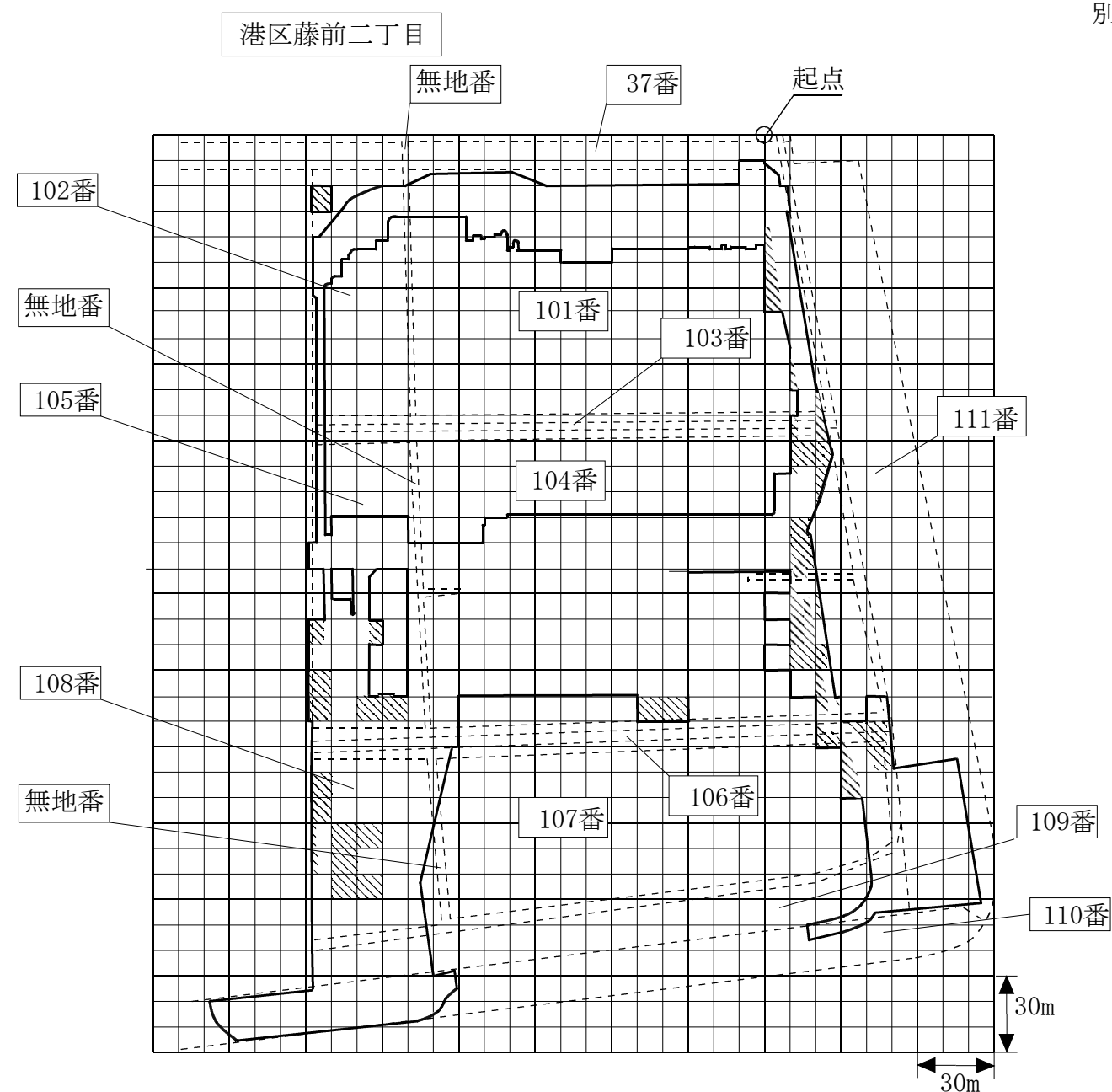
---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））



凡例

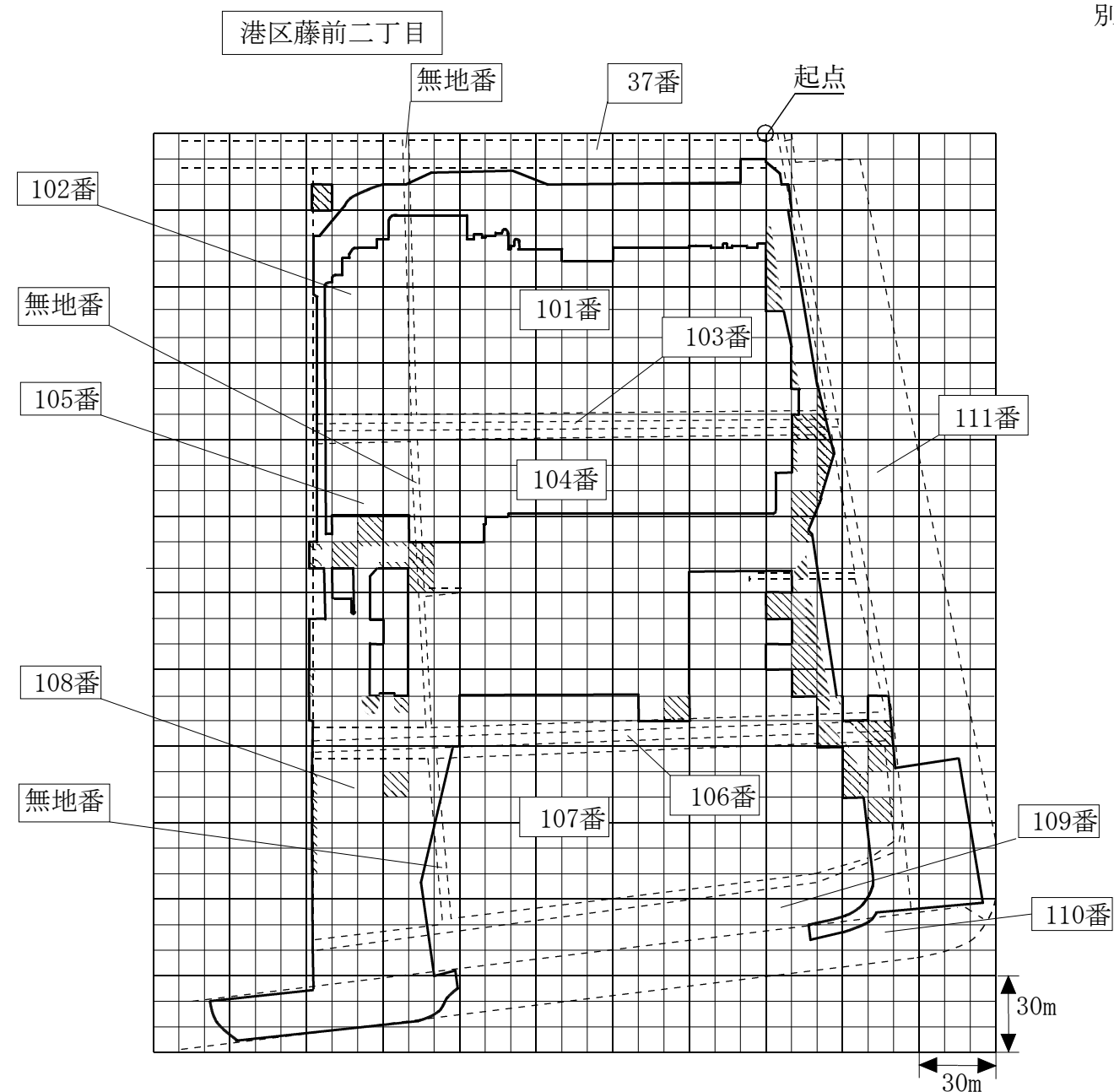


：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界

：形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



凡例



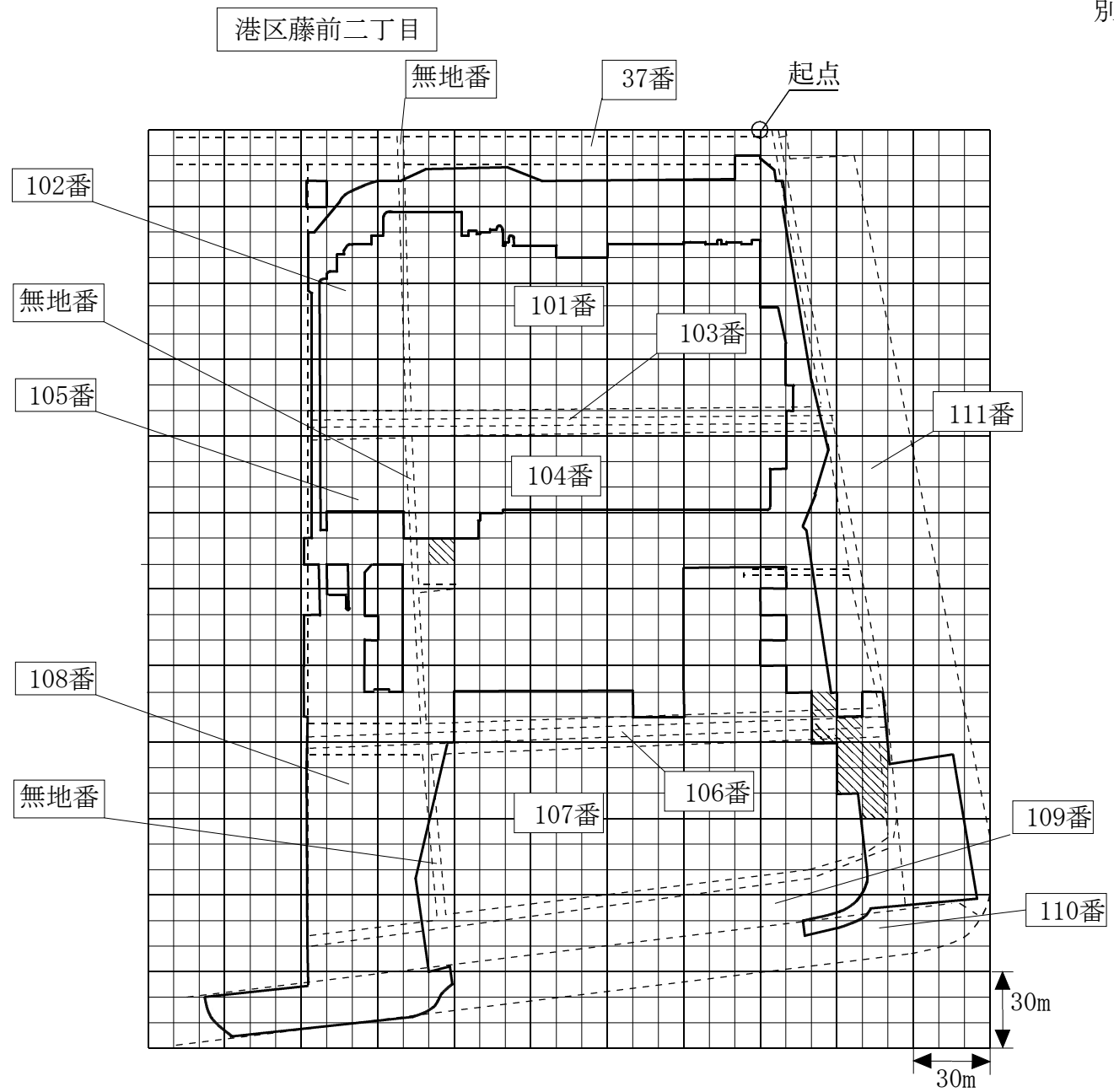
：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（ほう素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 251号

市民緑地の廃止について

平成19年名古屋市告示第 160号（市民緑地に関する告示）で告示した神の倉市民緑地を令和 6年 5月 1日に廃止しました。

令和 6年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 252号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 2第 1号の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、第 231条の 2の 3第 2項の規定に基づき告示します。

令和 6年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市教育委員会科学館総務課

名古屋市告示第253号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和6年5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目259番1	令和6年4月24日
名古屋市緑区ほら貝三丁目259番2	令和6年4月24日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 254号

名古屋市港福社会館の臨時開館について

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）第21条第 3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和 6年 5月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市港福社会館

2 臨時に開館する期日

令和 6年 6月30日（日）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 255号

名古屋市重症心身障害児者施設の指定管理者の公募について

名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年名古屋市条例第32号）第 7条
第 1項の規定により、名古屋市重症心身障害児者施設の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市重症心身障害児者施設

(2) 所在地

名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 5

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 重症心身障害児者への支援に関する業務

ア 生活支援 入所により医療、看護、訓練等を提供するとともに、日常生活の場として利用者本位の生活を送ることができるよう支援すること。

イ 在宅支援 短期入所による支援及び医療的ケアや介護等に関する相談支援等を行うことにより、在宅生活への移行・継続を支援すること。

(2) 施設管理運営に関する業務

ア 許認可の取得手続き

イ 使用料及び手数料の徴収等

ウ 職員の配置・研修

エ 広報・情報発信

オ 受付

- カ 地域社会、関係機関等との協力・連携
- キ 統計資料の作成及び調査研究
- ク 施設、設備及び備品の維持管理等
- ケ その他必要な管理運営業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和17年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3097

ファクシミリ番号 052-972-4149

電子メールアドレス a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 5月24日（金）から同年 6月24日（月）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000174885.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 6年 6月24日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 256号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 7年 1月 6日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 6年 5月31日（金）から同年 6月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 6年 6月 3日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 6年 7月16日（火）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 78戸

改良住宅 2戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 7年 1月 6日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 37戸

改良住宅 1戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 7年 1月 6日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸（2組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 257号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
にのクリニック	名古屋市中川区春田五丁目38番地	令和 6年 3月 1日
伏見皮フクリニック	名古屋市中区錦二丁目 9番23号	令和 6年 3月 1日
Dr. Force クリニック名古屋 伏見院	名古屋市中区錦一丁目15番 8号	令和 6年 4月 1日
アイクリニック茶 屋	名古屋市港区西茶屋二丁目11番地	令和 6年 2月 1日

天白こどもアレル ギークリニック	名古屋市天白区島田五丁目 101番地	令和 6年 3月 1日
---------------------	--------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
すすむ歯科・矯正 歯科	名古屋市天白区元植田一丁目3007番 地の 1	令和 6年 2月 1日
ほりえこども歯科 クリニック	名古屋市天白区相川二丁目51番地	令和 6年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
上名古屋調剤薬局	名古屋市西区上名古屋一丁目14番25 号	令和 6年 2月 1日
V・d r u g 浜田 町薬局	名古屋市南区浜田町 4丁目 121番地 の 4	令和 6年 3月 1日
ポトス薬局きたや ま店	名古屋市守山区喜多山一丁目 7番 3 号	令和 6年 2月 1日
つばさ薬局鳴海店	名古屋市緑区八つ松二丁目 104番地	令和 6年 2月 1日
ゆうゆう薬局	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和 6年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

訪問看護はなのき 春岡	名古屋市千種区春岡二丁目 3番18号	令和 6年 1月 1日
訪問看護ステーションひだまりの郷 なごや北	名古屋市北区如意三丁目75番地	令和 6年 2月 1日
うえのやま訪問看護ステーション北	名古屋市北区中切町 2丁目62番地	令和 6年 2月 1日
訪問看護ステーションけあびーんず	名古屋市中村区塩池町 1丁目14番24号— 2	令和 5年 1月 1日
クラシマス訪問看護ステーション	名古屋市昭和区藤成通 2丁目12番地の 1	令和 6年 2月 1日
訪問看護ステーション晴れやかな空	名古屋市中川区西伏屋二丁目1420番地	令和 5年10月 1日
訪問看護リハビリステーション松柏苑	名古屋市緑区有松1808番地	令和 6年 2月 1日
メリィナース有松	名古屋市緑区有松三丁目 609番地	令和 6年 3月 1日
ナースケアまほろ	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	令和 6年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 258号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	あべ歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市西区稲生町杵先2200番地の 132
	新	名古屋市西区稲生町 3丁目51番地の 2
変 更 年 月 日	令和 6年 1月16日	

2 薬局

医 療 機 関 名	有限会社中村調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市中村区鳥居通 5丁目45番地
	新	名古屋市中村区鳥居通 5丁目32番地の 1
変 更 年 月 日	令和 6年 2月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	F a m i l y N u r s e 徳重
	新	F a m i l y 徳重
所 在 地	名古屋市緑区亀が洞三丁目 117番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 2月10日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 259号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人藤井医院	名古屋市南区北内町 1丁目 3番地の 2	令和 6年 1月12日

2 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
訪問看護リハビリ ステーションかざ ぐるま本山	名古屋市千種区本山町 2丁目64番地 の 1	令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 260号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
梅兼歯科	名古屋市西区枇杷島四丁目24番19号	令和 6年 3月 1日
堀部デンタルクリ ニック	名古屋市名東区高針原二丁目1802番 地	令和 6年 3月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 261号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
堀田病院	名古屋市西区江向町 6丁目54番地	令和 6年 1月15日
アイクリニック茶 屋	名古屋市港区西茶屋二丁目11番地	令和 6年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ほった歯科	名古屋市東区東大曾根町32番 6号	令和 6年 2月21日

中花ファミリー歯科	名古屋市中川区中花町26番地	令和 6年 4月 1日
瀧ノ水歯科	名古屋市緑区瀧ノ水一丁目2617番地	令和 6年 2月12日
鈴木歯科医院	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 118番地	令和 6年 3月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
キョーワ薬局高岳店	名古屋市東区泉二丁目26番 2号	令和 6年 4月 1日
上名古屋調剤薬局	名古屋市西区上名古屋一丁目14番25号	令和 6年 2月 1日
香取調剤薬局	名古屋市中村区香取町 1丁目26番地の 2	令和 5年12月29日
つばさ薬局鳴海店	名古屋市緑区八つ松二丁目 104番地	令和 6年 2月 1日
ゆうゆう薬局	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和 6年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションたんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 262号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
L i n o ステーシ ョン	名古屋市港区西蟹田1608番地	令和 5年10月 1日
訪問看護ステーシ ョンよいかん名古 屋名東	名古屋市名東区極楽四丁目 904番地	令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 263号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	医療法人青翔会荒木歯科
	新	緑あおやま歯科口腔機能クリニック
所 在 地	名古屋市緑区青山二丁目 196番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 5日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 264号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
伏見皮フクリニック	名古屋市中区錦二丁目 9番25号	令和 6年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
すすむ歯科・矯正 歯科	名古屋市天白区元植田一丁目3007番 地の 1	令和 6年 2月 1日
ほりえこども歯科 クリニック	名古屋市天白区相川二丁目51番地	令和 6年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 265号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
うえて鍼灸整骨院	名古屋市西区宝地町 2番地	令和 6年 1月30日
植手 達也		
二宮鍼灸指圧治療 院	名古屋市南区前浜通 7丁目15番地	令和 6年 2月 1日
二宮 邦臣		

フレアス在宅マッ サージ日進施術所	愛知県日進市浅田平子 3丁目 292	令和 5年10月 1日
鈴木 伸康		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
うえて鍼灸整骨院	名古屋市西区宝地町 2番地	令和 6年 1月30日
植手 達也		
鍼灸マッサージラ イトハンド治療院 名北	名古屋市東区泉二丁目21番 3号	令和 6年 3月 5日
仙石 多美		
フレアス在宅マッ サージ日進施術所	愛知県日進市浅田平子 3丁目 292	令和 5年10月 1日
鈴木 伸康		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
うえて鍼灸整骨院	名古屋市西区宝地町 2番地	令和 6年 1月30日
植手 達也		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 266号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
特別養護老人ホーム二方の郷	名古屋市西区二方町15番地	令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 267号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護予防認知症対応型通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
サポートハウスごくらく	名古屋市名東区極楽二丁目 232番地	令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 268号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社はな華
介護事業者の所在地		名古屋市緑区大高町一色山28番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションはな華
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町一色山31番地の 3
	新	名古屋市緑区大高町中ノ島46番地の 1
変更年月日		令和 5年 3月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	天寿病院
	新	天寿クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市北区米が瀬町 138番地

変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日
-----------	-------------

介護事業所の名称	旧	せきや皮ふ科
	新	せきや医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地
	新	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地の 1
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 7日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号	
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名古屋	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区松原三丁目 4番27号
	新	名古屋市中区正木四丁目 2番30号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業所の名称	中矢歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区大字下志段味字熊田 410番地
	新	名古屋市中村区下志段味三丁目2003番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	天寿病院
	新	天寿クリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中村区米が瀬町 138番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業所の名称	旧	せきや皮ふ科
	新	せきや医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地

地	新	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地の 1
変 更 年 月 日		令和 6年 5月 7日

介 護 事 業 所 の 名 称		中矢歯科
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区大字下志段味字熊田 410番地
地	新	名古屋市守山区下志段味三丁目2003番地
変 更 年 月 日		令和 4年11月26日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	天寿病院
	新	天寿クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市北区米が瀬町 138番地
変 更 年 月 日		令和 6年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	せきや皮ふ科
	新	せきや医院
介護事業所の所在	旧	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地
地	新	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地の 1
変 更 年 月 日		令和 6年 5月 7日

介護事業所の名称	旧	キョーワ薬局桜本町店
	新	キョーワ薬局あらたま店
介護事業所の所在	旧	名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号
地	新	名古屋市南区菊住二丁目 4番11号
変 更 年 月 日		令和 6年 4月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称		中矢歯科
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区大字下志段味字熊田 410番地
地	新	名古屋市守山区下志段味三丁目2003番地

変 更 年 月 日	令和 4年11月26日
-----------	-------------

5 通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人桂名会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1	
介 護 事 業 所 の 名 称	リハピネス梅森坂	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市名東区梅森坂一丁目 303番地の 1
	新	名古屋市名東区梅森坂一丁目2201番地
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

6 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社P E A C E	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 8番13号
	新	名古屋市東区葵一丁目15番18号
介 護 事 業 所 の 名 称	ピース	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 8番13号
	新	名古屋市東区葵一丁目15番18号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 6日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ヤマシタ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	静岡県島田市中河 737	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	株式会社ヤマシタ名古屋ショールーム
	新	株式会社ヤマシタ名古屋中川営業所
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中川区舟戸町 6番23号	
変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社シーケーディー	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区御前場町 366番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	あいち福祉サポート	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山手通 2丁目16番地の 2
	新	名古屋市天白区植田西二丁目2109番地
変 更 年 月 日		令和 6年 4月 1日

7 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社夢眠ホーム
介護事業者の所在地		岐阜県可児市塩川 960番地の 1
介護事業所の名称		ケアプランセンター夢眠ちくさ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池南 9番13号
	新	名古屋市千種区今池三丁目13番13号
変 更 年 月 日		令和 5年 8月23日

介護事業者の名称		株式会社このみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区中味鉢三丁目 233番地
	新	名古屋市北区如意五丁目 6番地
介護事業所の名称		居宅介護支援このみ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区中味鉢三丁目 233番地
	新	名古屋市北区如意五丁目 6番地
変 更 年 月 日		令和 6年 3月11日

介護事業者の名称		合資会社フクザワコーポレーション
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区塩付通 6丁目76番地の 1
介護事業所の名称		ふくざわ介護サービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区長池町 5丁目16番地の 7
	新	名古屋市昭和区塩付通 6丁目76番地の 1
変 更 年 月 日		令和 6年 3月 1日

介護事業者の名称		株式会社シルバーライフ
介護事業者の所在地		名古屋市港区神宮寺一丁目1502番地の 2

介護事業所の名称	旧	ひだまりケアプランセンター
	新	あかつき居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区川間町 2丁目 160番地
	新	名古屋市港区宝神二丁目2616番地の 6
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

8 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社P E A C E	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 8番13号
	新	名古屋市東区葵一丁目15番18号
介護事業所の名称	ピース	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 8番13号
	新	名古屋市東区葵一丁目15番18号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 6日	

介護事業者の名称	株式会社ヤマシタ	
介護事業者の所在地	静岡県島田市中河 737	
介護事業所の名称	旧	株式会社ヤマシタ名古屋ショールーム
	新	株式会社ヤマシタ名古屋中川営業所
介護事業所の所在地	名古屋市中川区舟戸町 6番23号	
変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社シーケーディー	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区御前場町 366番地	
介護事業所の名称	あいち福祉サポート	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山手通 2丁目16番地の 2
	新	名古屋市天白区植田西二丁目2109番地
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社はな華
介護事業者の所在地		名古屋市緑区大高町一色山28番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションはな華
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町一色山31番地の 3
	新	名古屋市緑区大高町中ノ島46番地の 1
変更年月日		令和 5年 3月 1日

10 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		医療法人桂名会
介護事業者の所在地		名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1
介護事業所の名称		リハピネス梅森坂
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区梅森坂一丁目 303番地の 1
	新	名古屋市名東区梅森坂一丁目2201番地
変更年月日		令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 269号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
アヴェニールサポート	名古屋市北区山田四丁目12番34号	令和 6年 3月 1日
ゆうヘルパーステーショ ン	名古屋市西区市場木町 1番地	令和 6年 3月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
笑顔のおうちクリニック	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地	令和 6年

名古屋	の 1	1月 1日
すすむ歯科クリニック	名古屋市天白区元植田一丁目3007番地の 1	令和 6年 2月 1日
ほりえこども歯科クリニック	名古屋市天白区相川二丁目51番地	令和 6年 2月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1	令和 6年 1月 1日
すすむ歯科クリニック	名古屋市天白区元植田一丁目3007番地の 1	令和 6年 2月 1日
ほりえこども歯科クリニック	名古屋市天白区相川二丁目51番地	令和 6年 2月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1	令和 6年 1月 1日
中日調剤薬局熱田店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地の 3	令和 6年 4月 1日
すすむ歯科クリニック	名古屋市天白区元植田一丁目3007番地の 1	令和 6年 2月 1日
ほりえこども歯科クリニック	名古屋市天白区相川二丁目51番地	令和 6年 2月 1日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
エッチシーテクノ健康 創庫事業所	名古屋市守山区大字上志段味字茂中 635番地	令和 6年 3月 1日
ヤガミホームヘルスセン ター鳴海	名古屋市緑区諸の木三丁目1201番地	令和 6年 3月 1日

6 介護老人福祉施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
特別養護老人ホーム二方 の郷	名古屋市守山区二方町15番地	令和 6年 4月 1日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
エッチシーテクノ健康 創庫事業所	名古屋市守山区大字上志段味字茂中 635番地	令和 6年 3月 1日
ヤガミホームヘルスセン ター鳴海	名古屋市緑区諸の木三丁目1201番地	令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 270号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金に係る債務者でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 6年 6月 3日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 6年 6月 3日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 6年 6月 3日（月）から同月14日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

(2) 日時

令和 6年 7月16日（火）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 29戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課

名古屋市告示第 271号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1号表の 3 に規定する第 1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 7年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）

又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 6年 5月31日（金）から同年 6月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局健康部感染症対策課に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 6年 6月 3日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 6年 7月16日（火）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 32戸

改良住宅

空家住宅 2戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

ア 戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者

イ 身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 24戸

事故住宅 1戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市教育委員会告示第15号

教育委員会臨時会の開催について

令和6年5月27日午前11時45分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和6年5月22日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

特別職人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表経済局本庁の項中「総務課課長補佐（庶務）」を「総務課課長補佐（庶務） 総務課課長補佐（管理）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社名古屋三越 代表取締役 田中 哲 名古屋市中区栄三丁目 5番 1号 ほか23者	株式会社名古屋三越 代表取締役 鈴木 隆由 名古屋市中区栄三丁目 5番 1号 ほか23者

3 変更の日

令和 6年 4月 1日 ほか

4 変更した理由

代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 5月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月24日から同年 9月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 9月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

特別職人事異動

令和 6 年 5 月 21 日 付

監査委員任命	(市会議員)	松井 よしのり
監査委員任命	(市会議員)	森 ともお

令和 6 年 5 月 21 日 付

監査委員解職	(市会議員)	小出 昭司
監査委員解職	(市会議員)	うえぞの 晋介